

岡山大学校友会「山の家」使用ルール

本施設は、昭和29年5月に校友会の山岳部員が建てた施設であり、管理人が常駐しておらず、本学の学生や関係者が安価に利用するための最低限の設備しかない施設です。利用者全員が以下のルールとマナーを遵守いただき利用することが求められます。

「山の家」の利用を希望される方は、以下の使用ルールをすべてご確認いただき、内容について了承いただいた場合にのみ、使用願を岡山大学学生支援課に提出してください。

1. 営利・宣伝行為や政治・宗教活動を目的とする利用は許可しません。その他、利用目的によっては、使用を許可しない場合があります。
2. 山の家は大山隠岐国立公園地域内にあるため、草や木の採取・木枝を折る等は一切禁止です。
3. 使用後は必ず室内を清掃し、山の家周辺の清掃にも努めて下さい。
4. 盗難には各自で注意して下さい。炊事・ストーブ等、火気の取り扱いに充分注意し、外出時・使用終了時は消灯・施錠を行い、安全を確認して下さい。
5. 室内外全てのゴミは各自で持ち帰り、帰宅時にはブレーカー(入口ドア上部)をすべて落として下さい。
また、冬季の利用時は、必ず裏面の手順に従ってゲートバルブと元栓バルブの開閉を行い、水道管の凍結・破損防止対策を行ってください。
6. 使用中の破損など修理を要する箇所があると思われる場合は、岡山大学学生支援課まで連絡して下さい。
7. 使用後、山の家を出る際は、清掃・消灯・施錠・水道元栓の閉栓を確認して下さい。
8. 山を家の屋内及びその周辺は禁煙です。また、ストーブの周りにものを干す、就寝時にストーブをつけっぱなしにする等は火災防止のため厳禁とします。
9. 山の家にはトイレ設備はありません。各自持参の携帯トイレを使用する個室・設置ブースがあります。
10. 山の家には備品等はありません。寝袋や携帯トイレ等の必要な物品は自分たちで持参して下さい。
11. ストーブ使用を希望する場合は各自で灯油を持参し、必ず持ち帰って下さい。
12. 山の家利用者が、故意又は過失により山を家の施設・設備をき損し、又は滅失したときは、その原状回復に要する経費を負担しなければなりません。
13. 特定の個人・団体の占有行為を禁止するため、継続利用は2泊3日までとします。(毎週末、特定の個人・団体が予約するなど、公平性の観点から望ましくないと校友会が判断した場合は、予約を断ることもあります)
14. 利用者は、山岳保険等、活動中や宿泊中の事故に対応した保険に加入していることを条件として利用を許可します。
15. 安全管理の観点から、後期高齢者(満75歳以上)の方については2名以上での利用を原則とします。
16. 利用時の建物内での盗難や利用者間とのトラブル等については、校友会は関知せず、万が一損害が発生した場合でも原則として責任は負いません。例外的に校友会が損害賠償を追う場合であっても、賠償範囲は校友会が加入している保険(建物に対する保険)の範囲内とします。

ゲートバルブについて

ゲートバルブは、冬期凍結防止用として令和元年11月に新たに設置されたものです。通常は、1年を通じて**常時「閉」**となりますが、冬季に山の家を使用した場合のみ、山を家の使用後、必ず以下の作業をしてください。(忘れると、水道管が凍結・破損し、水漏れの原因となりますので、修理費用を請求させていただく場合もあります)

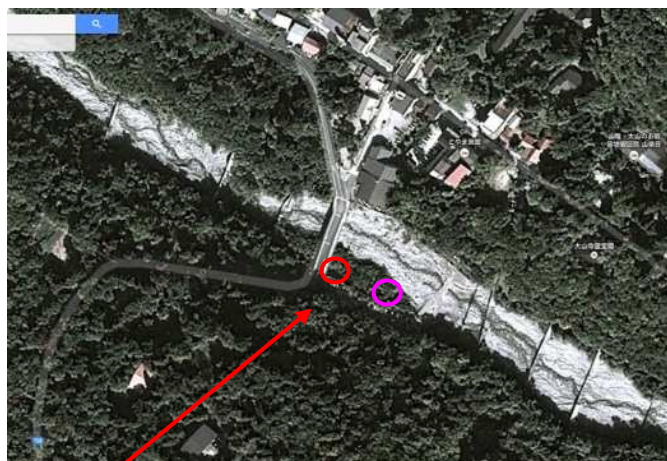
- ①屋外にある元栓バルブを「閉」にする
- ②室内のゲートバルブを「開」にして水抜きを行う
- ③5分程度待って水抜きが終了した後、再び室内のゲートバルブを「閉」にする

※ゲートバルブは、流しの左の扉下に設置。



※屋外の元栓バルブ





★駐車場はこちらを利用してください。(時期によって料金が異なります。)
★トイレについても、こちらの公衆トイレを利用してください。山の家トイレについては夜間緊急用のみで、通常の利用は控えてください。(山の家の中にはトイレ設備がなく、持参した携帯用トイレ使用はできますが、汚物は自分で持ち帰ってください)